



Title	北海道余市町に於ける苹果栽培の経済的研究
Author(s)	旗手, 勲; HATAE, I.
Citation	法経會論叢, 12, 1-36
Issue Date	1952-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10728
Type	departmental bulletin paper
File Information	12_p1-36.pdf



北海道余市町における 苹果栽培の經濟的研究

旗 手 勳

目 次

はしがき 余市町農業の發達	第二章 苹果栽培の經營實態
第一章 苹果經營の一般的諸條件	第一節 苹果經營農家の一般的概況
第一節 余市町における自然的諸條件	第二節 苹果經營の労働構成
第二節 余市町における社會經濟的諸事情	第三節 經營土地と作付構成
第三節 調査部落の諸事情と苹果經營の特殊化専門化	第四節 經營資本と生産物處理の諸條件
	第三章 T氏の苹果園經營

はしがき 余市町農業の發達

現在北海道苹果の大宗をなしている余市苹果の起源は、アメリカ合衆国より輸入した果樹・蔬菜の苗木を、明治八年に開拓使が各農家に交附したときに始まつた。また余市町における農業は、会津の旧藩士による山田村・黒川村の開墾によつてその基礎がきづかれた。(1)

(1) 余市町の開拓状況については高倉新一郎教授の「北海道開拓農村の成長」(農業綜合研究第九號「北海道農業の展開」所收)

北海道余市町における苹果栽培の經濟的研究

に詳しい。

会津藩は明治維新の際、幕府側に属したので朝敵とされ、降伏後藩士の一部は流罪の名目で明治二年に小樽に送られた。翌年開拓使の募移民となつて余市の山田・黒川両村に移住するに至つた。この土族移住は当時の明治政府が、失業土族の救済と北海道開拓を國家の見地から急速に行うために考へた政策で、当初開拓使の開拓政策は主として「土族優先主義」に基づいていた。⁽²⁾

(2) 「土族優先主義」に基づく舊土族の移住は、明治三年會津藩士の外に、仙台支藩の伊達邦成(紋別)・伊達邦直(石狩)片倉邦憲(室蘭)、淡路藩主の稻田邦植(静内)がある。又明十一年には名古屋の舊藩士が八雲に、十三年に山口舊藩士(余市郡大江村)、十四年に佐賀及び福岡の舊藩士(石狩當別)、十六年に金澤の舊藩士(岩内郡前田村)が移住した。

しかし明治政府及開拓使のこの意図にもかかわらず、手に鉄をもつたことのない旧藩士には、開墾は武芸よりも困難であつた。余市に入地した会津旧藩士も開拓移民として扱下をうけていた三年間の扶助米がつきると、「売るに物なく、買うに金なき」當時では移民の困窮はその極に達し、脱落して帰国する者が多かつた。又あくまで残つた者も當時好況であつた余市鱈場の手伝い、「しよい子」・樵夫等の内職をして現金を得、辛うじて生活を保つていた。その間、開拓使からは奨励農作物種苗の下附、西洋農具の貸与も行はれたが、始めは十分な成果はあげることができなかつた。その際苹果の苗木を十本づゝ各農家に始めて配布したが、農家は消極的に受取り愛玩又は嗜好用として植えた程度であつた。

さて中央の方では、明治十年の西南役後特にインフレ傾向がおこり、その解決策として明治十四年に松方蔵相がデフレ政策を行つた。すると一挙に社会的な矛盾が爆発して沈滞期となり、米価が暴落したので農業経営が困難となり、貧農が急激に増えてきた。かくてこれらの貧農の中から新天地を求める者がふえ、この頃から北海道への移民が次第に増大してきた。

余市附近でも明治十二年に山田村の西部に秋田県亀田郡から五戸(この中に後日、余市苹果栽培の第一人者となつたT氏がいる)、十四年には四国阿波から一七戸が隣の仁木村に夫々団体で入植したのを始め、翌十五年には余市の黒川村に旧長州藩主毛利侯の経営する毛利農場が設立された。⁽³⁾

(3) 大農場の意義については拙文「明治政府と初期北海道」(北方農業六一七號所収)を参照されたい。

一方余市附近の交通は、黒川村から山道村まで三里余の新道が明治六年に開かれ、十三年になると日本における商業取引の旗頭三井物産が早くも北海道の新開地に手を駆け、仁木村にも出張所を設けて余市附近の雑穀類の集荷取引を行う迄になつた。更に十五年には仁木・大江・上山道を通ずる幹線が開通して交通は更に便利になつた。その上、明治十二年には山田村に栽植した苹果(緋衣・国光)が始めて結実し、翌年札幌で開かれた農業博覧会に出品したところ、珍品として非常な好評を博し農産物として有望になつたので、従来貧窮に苦しんでいた農民に対し、将来への希望を与えることができる様になつた。

この様な開拓地における人口の増加、交通の發展、生産の増加、交易の上昇との相互依存關係により、農産物の販路も次第に拡張され、余市村字山田村の農業経営も序々に原始的形態を脱する様になつた。

一度博覧会で苹果が得た好評に刺戟されて、山田村の苹果栽培面積は次第に増大し、明治二十年頃には黒川村にも及んで盛況を示し、二五年頃になると余市一円に及ぶ様になつた。しかし販路に限界があつたので、苹果が農家の主業となる迄にはならず、主として雑穀・蔬菜を生産し、蔬菜は余市附近、雑穀(大、小豆)は小樽附近を市場として販売していた。苹果が山田村において農家の主業となる様になつたのは、明治二七・八年の日清戦争をへてからであつた。

其後余市町苹果栽培の發達は、概して順路を歩んだといふべきで、全道の苹果栽培が單なる普及で一度病害虫蔓延の試練を経るや癩滅を來したに際し、適地で專業密集の經營者がこれをしのいで今日の盛況を來したのである。今余市町における苹果栽培の状況を山田村の実態調査を通じて考察したい。

第一章 苹果經營の一般的諸條件

第一節 余市町における自然的諸條件

余市町は、北海道の半島部ともいふべき後志支庁の東北隅に位し、小樽市の西方十九・九料にある。東は小樽岳及び毛無山一帯の連山によつて小樽市及び塩谷村に続き、西は八内岳より北走する山脈によつて古平町に接して更に積丹半島に及び、東南は大登、小登、

元服の連山を結ぶ分水嶺によつて赤井川村と界をなし、南は湯内岳の連立する山脈によつて大江村に接している。更に北は直接日本海に密着して遙かに石狩、天塩と相對する。

かくて余市町は、西部に五百から一千米に及ぶ幾分高山的風貌の山地と、東南は概して平坦な丘陵性山地とに囲まれ、その中央に百米内外の丘陵性台地を狭んでいる。これらの間隙をぬつて余市・登・春部等の各河川が流れ、そこに三角洲的沖積平野たる余市平野がひらけ、こゝが余市町における主要な農耕地帯をしめている。

次に氣候は、対馬暖流の影響をうけて海洋性であり、夏は通例二一—三〇度（攝氏）の間を上下して多少緩和され、更に冬でも附近の俱知安・符太等に比して一・五度内外高い。降雪期は四月上旬で終り、五月中旬になると降霜がみられない。又十月中旬には霜結し、十一月中旬からは雪が降る。一方風は三、四月から八、九月迄は西南風が多く、冬は北西風が多い。春、夏は概して晴天続きである、中秋以後は降雨が多く冬期は飛雪が多い。（余市町教員會編「余市町郷土誌」二〇頁参照）

この様な余市町の一般的自然条件から、農耕地の状況をみる。まづ余市町を余市川沖積平野、登川下流平野、大川隆起平野、沢平野、春部川流域平野、に五分する。本町の中央部を占める余市川沖積平野は山田村一円から黒川町南西部に及び、余市川が沖積層を沈積して作つた腐蝕質粘土性の肥沃な土地である。平坦であるが北方は寒り、東南に開けているため氣候も温暖であり、気温は年平均八度内外で果樹栽培に好適で余市苹果の大宗をなしている。登川下流平野は、登川の堆積した氾濫原であつて壤土性の底湿地をなし、大部分水田に利用され、本町の主要米産地域である。又その一部は多少高燥地で土質も良好なので、山田村につき果樹栽培が盛んである。大川隆起平野は、分解の最も新しい砂土で下層がやゝ堅い沖積層からなり、保水力不十分で且土地の乾燥、海岸風の影響のため農耕地には適しないが、土質改良と施肥の工夫により果樹・蔬菜が多少産出されている。沢平野は、瘠薄粘土質の土壌が大部で低地は水田及び畑に、之に接する台地は林檎園になつている。春部川流域平野は、扇状形をなす砂質壤土の沖積平野で水田が開け、第三紀洪積世の丘陵地は農耕地として好適である。

これらの地形・地質上余市町では苹果栽培に好適な処が多いが、特に余市町の苹果生育においては、土質の影響よりも氣候の作用が大であり、生育期間中の氣候が、直ちに年々の生産額の多寡を決定する。氣候が栽培上に重大な關係をもつのは、廿年間平均温度より

はむしろ、生育期間即ち開花期より成熟期までの昼夜温度に激変なく、日照時間が多くて暴風雨が少く、且空氣の尤も乾燥していることである。特に風が激甚であると、花粉の交配作用を著しく害し、又果樹蝕腐病の蔓延を促しやすいので、果樹経営では風の当たらない土地が主要な条件である。

この様な余市町における一般的な自然条件の上に、いかなる社会的経済的条件が加味せられたか（勿論自然条件を離れて、これらの形成もなく、自然条件の上にこれに則応しつゝ、新たな社会的経済条件が形成され）、特に果樹栽培に適した自然条件がいかに伸長されたかを次にみたい。

第二節 余市町における社会経済的諸事情

まず土地利用状況がどんなであるかを第一表にみると、自然的条件から山地が優勢なため、耕地は全面積の僅か十七・七％にすぎない。又民有地は全面積の三六・六％、町村有地（免租地）は九・六％、道有地（無租地）は〇・五％、更に国有林は実に全面積の五三・三％に及んでいる。尙耕地は民有地の四八・四％を、更に耕地中田は十五・四％、畑は八四・六％で畑の方が優勢である。

第1表 余市町における土地利用状況

名稱	反	別	比率	
耕地	2,343.08		17.7	(100.0)
内	田		—	(15.4)
	畑	1,982.60	—	(84.6)
宅地	90.10		0.7	36.6
山林	1,651.30		12.5	
原野	761.80		5.7	
免租地	1,267.70		9.6	
無租地	67.90		0.5	
國有林	7,058.20		53.3	
合計	13,240.08		100.0	

(余市町勢要覽 1948年 3頁による)

次に職業別戸数及び従業者数では（第二表）農業が未だに全戸数の四三・三％、全従業者の五四・一％を占めて余市町の主要産業部門となつている。又漁業は餽の不振から従前の如くではないが、それでも餽、タラ、カレイ、イカ等の漁獲があり、戸数の十四・七％、従業者の十二・二％をしめ、又北海道水産試験場が余市町にあり、この試験研究の影響をうけている。又製造工業が戸数の一〇・七％、従業者の一七・九％をしめており、余市町の水産物と苹果の加工処理が早くから行はれ、これらが相当興隆し

第2表 余市町職業別従業者数 (昭22.10)

業種別	戸数	従業員数
農業	980 (43.3)	3,877 (54.1)
漁業	332 (14.7)	872 (12.2)
建築工業	55 (2.4)	170 (2.4)
製造工業	243 (10.7)	1,284 (17.9)
公務及び団体	54 (2.4)	259 (3.6)
商業金融	366 (16.2)	994 (13.9)
交通業	43 (1.9)	370 (5.2)
自由業	93 (4.1)	412 (5.7)
サービス業	83 (3.7)	181 (2.5)
その他	15 (0.6)	371 (5.2)
計	2,264 (100.0)	7,170 (100.0)

(余市町勢要覽 1948年 4頁より)

てきていることがわかる。大きなものでもニツカ、ウイス
 キーで有名な大日本果汁株式会社、北農系の農産加工有限
 会社余市工場、その他種々の水産物農産物加工の食品・罐
 詰工場が多くみられる。

これら農・工・漁業の発展の結果、当然金融業及び商業
 も盛んとなる。特に商業都市小樽から僅か二十軒の地にあ
 り、しかも余市港から交流出来るという恰好の地位にある
 ため、附近農漁村の中心をなし、第二表にみられる様に

第3表 余市町の各産業別産額表 (単位圓及び%)

	農産	水産	畜産	林産	工産		計
					水産物	農産物	
明治44年	429,218	518,400	6,300	12,540	71,200		7,037,663
大正5年	332,879	979,401	9,642	20,000	72,557		1,414,679
〃 10年	626,767	2,855,126	26,281	10,250	189,600		3,708,224
〃 15年	1,617,010	2,226,978	11,691	11,871	241,507		4,109,057
昭和5年	129,487	1,459,616	14,863	17,333	96,076		1,707,370
〃 9年	463,172	1,088,277	14,100	8,790	128,826		1,703,165
〃 19年	5,831,513	4,441,316	77,247	1,175,600	3,931,964	2,520,955	17,978,595
〃 23年	332,821,398	119,338,161	12,078,500	8,094,000	62,994,841	213,979,573	749,306,473
明治44年	41.4	49.9	0.6	1.2	6.8		100.0
大正5年	23.5	69.2	0.7	1.4	5.1		100.0
〃 10年	16.9	76.8	0.7	0.3	5.1		100.0
〃 15年	39.3	54.2	0.3	0.3	5.9		100.0
昭和5年	7.6	85.3	0.8	1.0	5.7		100.0
〃 9年	27.2	63.9	0.8	0.5	7.6		100.0
〃 19年	32.2	24.7	0.4	6.5	21.9	14.0	100.0
〃 23年	44.4	15.9	1.6	1.1	8.4	28.6	100.0

(余市町統計集計簿—舊統計台帳—より作成)

商業金融業が主要な産業となつてゐる訳がわかる。

今余市町の産業別総生産額を第三表でみる。勿論これでは各年の比較が不明で、それらはその年の漁獲及び農産状況と社会一般の経済状況が影響されるが、大略の傾向は察知できる。即ち明治末期では農産額はほど水産額と拮抗していたが、大正時代は鯨の豊漁が続いて好況時代となり、水産が全産額の七〇%前後を占めた。一方農産も苹果生産の回復と共に産額を増加し、水産に比し大正十五年にはやゝ明治末期と同比率となつた。ところが昭和になると二年以来打続く恐慌・冷害等によつて農産物価は暴落し昭和五年の如きは全産額の僅か七・六%で、昭和九年にも漸く明治末期・大正初期の産額を保つ程度であつた。この間は水産がその代りをしたが、これも昭和二年以来鯨漁が不況で実質的には産額がへつた。一時回復をみせたが往年の如くではなく、次第に鯨場も衰微して水産額は減少した。昭和十年頃から次第に軍需景気傾向が強まり、支那事変・大東亜戦争によつて生産も一応順調となり物価も次第に上昇してきた（この間の統計は残念ながらない）。即ち昭和十九年は総生産額も昭和五・九年代の十倍以上になつた。この年農産は水産をこえて首位となり、更に注目すべきことは従前から微弱ながらも前進していた工産が一躍拡大し、水産物加工処理による産額が全体の二九・一%、農産物加工処理によるもの十四%で、これを合せると工産額実に三五・九%で優に農産を超過している。これは軍需用の水産物加工（例えば罐詰工業）と、昭和十二年以来設立された大日本果樹株式会社（ニッカ）が軍用の酒石酸を製造したことが原因となつている。更に敗戦後は全国的なインフレ傾向により産額は幾何級数的に増大し、一応公定価により集計しても、昭和二三年の総生産額は昭和十九年の約四二倍、昭和五年代に比すれば実に四四〇倍にもなつてゐる。特に農産物の値上は所謂農村インフレによつて目覚ましいものがあり、農産額はこの年には全産額の四四・四%に達した。工産額は依然三七%を占めているが、注目すべきはこの年になると逆に農産物加工が大となつた。これは主として苹果陸果の利用による加工と、「ニッカ」株式会社が漸く軌道にのりウイスキー、ブランデー、ブドウ酒、リンゴ酒等の生産が大にあがつた為である。この様な各産業別産額の変移により、余市町において各産業の占める比重を察知することができる。

かくて農産が余市町における最も主要な産業であることがわかつたが、次にこの農業がいかなる状況にあるかを簡単に考察してみよう。先づ作物別作付面積を第四表につきみると（完全な記載がなく甚だ不備な点が多い）、作付面積は大正から昭和初期にかけて増大

第4表 余市町における作物別作付面積表 (単位町及び%)

	大正4年 ⁽¹⁾	昭和2年 ⁽²⁾	昭和7年 ⁽³⁾	昭和12年 ⁽⁴⁾	昭和18年 ⁽⁵⁾	昭和22年 ⁽⁶⁾
米		394.8(11.5)	408.8(14.6)	423.8	399.5(14.4)	359.2(15.3)
大豆	690.0(23.2)		130.1(4.6)	57.1	79.0(2.8)	84.5(3.6)
小豆	70.0(2.4)		89.1(3.2)	105.6	50.5(1.8)	57.0(2.4)
菜豆			183.9(6.6)	158.3	25.7(0.9)	
碗豆	65.0(2.2)		0.8(-)	85.0	0.7(-)	
大麥		608.8(17.6)	1.2(-)	0.1	0.1(-)	5.5(0.2)
小麥			14.1(0.5)	17.5	51.8(1.9)	37.4(1.6)
裸麥			88.2(3.1)	49.9	50.2(1.8)	31.2(1.3)
燕麥			153.1(5.5)	160.8	230.0(8.3)	113.3(4.8)
そば	50.0(1.7)		30.3(1.1)	16.5	83.6(3.0)	44.8(1.9)
玉蜀黍	50.0(1.7)		35.9(1.3)	45.3	77.0(2.8)	61.7(2.6)
馬鈴薯	60.0(2.0)			81.9	147.2(5.3)	149.3(6.4)
蔬菜						231.6(9.9)
リンゴ他	755.0(25.4)	(96,239本)	(97,750本)		680.7(24.5)	664.2(28.4)
果樹	80.0(2.7)				85.0(3.1)	75.9(3.2)
除虫菊			130.2(4.1)		364.6(13.1)	99.6(4.2)
耕地計	2,974.0(100)	3,456.9(100)	2,806.0(100)		2,780.4(100)	2,341.8(100)

北海道余市町における苹果栽培の經濟的研究

(1)余市町農商務統計 (2)余市郷土誌 111頁 (6)昭22.8.1センサス
(3),(4),(5). 農産物検査所余市町派出所調及び余市町統計集計簿 } による

したが、昭和四年の農業恐慌以来急激に減少し始めている。その後の景気回復と共に旧に復す傾向がみえてきたが、支那事変・大東亜戦争によつて農村労働力の缺乏が目立ち始めたので、不耕作面積が次第に増加し、耕地面積は伸びなやんでいた。終戦により一応その原因も除かれたが、農村インフレと供出制度によつて隠田・隠畑が増加し、昭和二十二年の臨時農業センサス集計をみても、調査上は耕地面積はかえつて戦争中よりも減少している。

次に作物別の変遷をみると、米は大略全耕地面積の十五%内外を占めるのみで、これは耕地中畑より田面積の方が少いことに照応している。大豆は大正初期の好況時代には全耕地の略四分の一植付けられたが次第に減少し、小麦は戦争中に主食代用として増加し、又商品化の進むにつれ裸麦の生産が減少し始めている。更に燕麦は馬糧として重要なものであり、特に戦争中は軍需用として大いに増反された。又主食代用のそば・玉蜀黍・馬鈴薯等が戦争を通じて急

第5表

余市町における苹果栽培変化数

年次	栽培本数	収獲高	本當收量
大正2年	本	625,000	
3年		685,000	
4年		208,333	
5年		300,000	
6年	{141,000 (755町)	460,000	{ 3.26 (61.0)
7年		481,000	
8年		282,000	
9年	89,460	357,840	3.99
10年		241,910	
11年		1,322,700	
12年		530,380	
13年		1,200,826	
14年	96,220	1,200,826	12.49
昭和元年	96,250	2,310,000	24.00
2年	96,239	625,554	6.50
3年	96,245	1,924,900	20.02
4年	96,750	1,354,500	13.99
5年	97,223	4,169,500	42.80
6年	97,500	1,267,000	13.00
7年	97,750	1,671,790	17.09
10年	141,478	2,115,148	14.93
11年	95,420	373,030	3.92
12年	108,130	1,333,968	12.32
13年	168,189	1,588,048	9.43
14年	152,768	2,001,237	13.12
15年	158,263	944,588	5.96
16年	162,095	1,201,632	7.42
17年	162,872	2,016,064	12.31
18年	{162,830 (680.7町)	1,267,730	{ 7.78 (186.1)
19年	(679.2)	2,716,840	(399.4)
20年	(679.2)	2,716,840	(399.4)
21年	(679.2)	2,918,650	(428.0)
22年	(664.2)	1,477,500	(222.1)
23年	(646.7)	2,114,310	(326.0)

北海道余市町における苹果栽培の經濟的研究

九

大正2~13年(9年を除く)は余市町統計集計簿

大正9年、14年~昭和7年は余市町郷土誌 111頁

昭和10~18年は余市苹果検査所調査

昭和19年以降は1948年余市町勢要覽に夫々よる()内は町及び1反當收量。

増しており、特に除虫菊が軍需用として特に生産され、昭和十八年には全耕地の十三%以上も作付されたが、終戦後は急激に減少し昭和二三年には五五町にまでなつた。この中にあつて果実の耕作は堅実な歩みを続け余市町における主要な農作物であつて、(その産額は年々農産總価格の約二分の一を占む)次に漸増を示し、特に苹果は戦前の二五%前後から戦後は二八%以上も作付されている。勿論これは苹果が他の田・畑作物に比し栽培本数等の關係から所謂隠し田が余りきかないところに原因もあるが、しかし戦後の農村インフレを通じて主要な位置を占めた。然し実質的には戦争中の作付統制により、強制的に苹果樹をきつて主要食糧を植付けようとし、又肥料・器具及び労力の不足により手入は不十分であつた為、實際の作付面積は減少し畑の荒廢は目立つていた。

今余市町における苹果栽培状況の變遷を(第五表)考えてみる。勿論収獲高はその年の豊凶關係に非常に影響されるもので、特に明治三十三年以来腐爛病が猖獗し且病虫害が発生した為大打撃を受けたが、明治四四年に岡本技師によつて札幌合劑が発見され一時予防された。然しそれでは不十分であつたので、その後も屢々病虫害や天候不順にわざわざいされた。第一次世界大戦中は一時的景気がみら

れたが、それも戦後の大恐慌により大打撃をうけ、大正九年には栽培樹数も大激減し、且翌十年には収穫高は大正以後現在に至るまでの最低値を示し、本当り僅か二貫五百匁位の生産であつた。かくて苹果経営農家の没落と集中がみられ、苹果栽培暦の採用、薬剤撒布の普及等によつて、経営も漸く軌道にのつてきた。勿論時によつては相変らずの被害をうけはしたが、昭和元年、三年は栽培苹果一本当り二十貫を超過し、五年には四二貫にも及び現在迄の最高を示したが、それ以後は次第に減少し、平均二十貫に達した事はなかつた。特に栽培樹数は昭和以来漸増していたが、十三年を最高として次第に減少していることが特徴的である。尙苹果収穫量は他の農産物に比し特に変動が甚だしく、ここから商品生産物の浮動性があらわれ、この浮動性を通じて経営農家の変動がもたらされる。

第三節 調査部落の諸事情と苹果経営の特殊化専門化

余市町の氣候風土は第一節の概観から、苹果栽培に好適なることが知られた。一般に苹果栽培には高燥で通気透光何れも良好な南西の傾斜地が第一にあげられるが、余市町の果樹園は山田村、下山道、登等比較的平坦なる地に行はれ、集約的園芸地としての価値をもつている。土質は沖積層の砂質壤土が大部分を占めるが、山田村は礫質粘土でやゝ異なる。これから余市苹果の発生地であり、且その中心として技術・生産の発展に指導的地位を占めた山田村を取上げて考察したい。この山田村は余市川の左岸にあり往時その浸蝕を受けて、地質は三割内外が礫土・七割内外が粘土の混合地であるが、施肥の工夫と相俟つて余市町中でも最も良好な成育をなし、果実の形状、色沢、風味、品質等又優良であつて、余市苹果の大宗をなしている。(余市町郷土誌二二〇頁参照)

今余市町の昭和十年における各部落毎の苹果作付農家をみると(第六表)苹果栽培全農家は四六三戸、そのうち約九五%が黒川・沢町・山田・山道に集中し、耕地総計は六四一町六反七畝である。これを経営規模別にみると、一町以下が全体の四四・七%で半数近く二―四町の中堅層は一九・二%、更に十町以上経営は僅かに二戸である。然し苹果経営は非常に集約的で反当生産額が大であるので、通常二町以上で標準農家と考えられる。これを各部落別にみると(番部と市街地はさして重要性はないので除外する)、山田村以外では一町以下層が四〇%以上であり、特に山道は五六・二%で霧細農が優勢を示し、二町以下層は黒川八三・六%、山道八二・二%、沢町六九・五%、山田五八・四%であつて、二町以上の標準農家は山田村が最も割合として多い。これは一戸当りの平均苹果作付面積に

第6表

余市町苹果作付反別及戸数表

(昭和10年)

部 落 名	1町以下	1町 ~2町	2町 ~3町	3町 ~4町	4町 ~5町	5町 ~10町	10町 以上	戸数合計	耕地計 (反)
	實 數	比 率							
春 部	18	2	—	—	—	—	—	20	62.0
黒川	61	56	20	1	1	—	1	140	1,885.3
山田	31	25	22	10	6	2	—	96	1,728.2
山道	41	19	8	2	2	—	1	73	891.0
山澤	53	36	19	7	10	3	—	128	1,781.2
市街地	3	3	—	—	—	—	—	6	69.0
計	207	141	69	20	19	5	2	463	6,416.7
比 率	90.0	10.0	—	—	—	—	—	100.0	1戸平均 3.1
黒川	43.6	40.0	14.3	0.7	0.7	—	0.7	100.0	13.5
山田	32.3	26.1	22.9	10.4	6.3	2.1	—	100.0	18.0
山道	56.2	26.0	11.0	2.7	2.7	—	1.4	100.0	12.2
山澤	41.4	28.1	14.8	5.5	7.8	2.4	—	100.0	13.9
市街地	50.0	50.0	—	—	—	—	—	100.0	11.5
計	44.7	30.5	14.9	4.3	4.1	1.1	0.4	100.0	14.0

(余市苹果検査所調査による)

ついてもみられ、余市町の一町四反に対し山田村のみが平均以上の一町八反であつて、これらから山田村の苹果経営が他部落に比してより優れており、余市町における苹果指導の先端に立つてゐることが察知できる。

今山田村の第一及び第三部落を選び、昭和二四年十二月に行つた全戸調査を基礎に具体的な苹果経営の内容について分析したい。

まづ第一部落と第三部落とは夫々發生・成長の過程を異にし経営の發展に相違を生じてゐる。第一部落総戸数二二戸中、旧会津藩関係者十一戸、秋田団体関係者一戸、その他十戸であり、又第三部落は総戸数十九戸中秋田団体関係者十二戸、旧会津藩関係者二戸、その他五戸であつて、いはゞ第一部落は会津藩帰農武士の、第三部落は秋田団体の特徴をより示しており、現在もその経営内容が夫々やゝ異つてゐる。

既述した様に、明治四年先づ旧会津藩士が始めて現在地に入地して開墾を始め、農耕に馴れぬ為大いに難儀していたが、明治十二年秋田団体が会津団体のもて余していた現在地に入植した。明治十三年頃に始めて苹果が成熟し次第に山田村全般にひろまつたが、明治三三年頃か

らの腐爛病と病虫害のため大打撃を受けた。特に会津団体の居住地は密集していた為苹果の受けた被害は甚大であり、とりわけ会津団体の中には古武士気質の人が多くその対策も不十分であつたので、その打撃から簡単に立上れなかつた。その間を抜つて秋田団体の方は、農民出身者のみであつたので営々として苹果栽培を始めとする農耕に努力し、苹果の病虫害対策にも熱心であつたので次第に経営が充実し、大正年代になると遂に生産或は技術指導の先端に立つ様になつた。現在では夫々の相違も年と共に次第に失われてきてい

が、それでも流石に経営内容には異つたところがみられる。

第7表 北海道における苹果栽培樹数及収穫高(昭和13年)

栽培順位	町村名	栽培樹数	収穫高	本當量 本收量	順位
1	余市町	124,558 (18.5)	1,249,254 (29.2)	10.0	1
2	大江村	83,420 (12.4)	486,500 (11.4)	5.8	5
3	豊平町	80,587 (12.0)	341,515 (8.0)	4.2	7
4	江部乙村	62,872 (9.4)	475,120 (11.1)	7.6	4
5	上湧別町	23,930 (3.6)	215,370 (5.0)	9.0	3
6	音江村	20,064 (3.0)	103,264 (2.4)	5.1	6
7	増毛町	19,869 (3.0)	198,690 (4.6)	10.0	2
北海道合計		670,674 (100.0)	4,277,814 (100.0)	6.4	—

(北海道統計 第73號 67~71頁より)

又北海道各町村における苹果栽培樹数及び収穫高を、昭和十三年についてみると(第七表)、栽培樹数総計六七万余本中、余市町はその十八・五%で首位、続いて隣村の大江が十二・四%、この両村で全栽培樹数の三〇・九%を占め、更に豊平町、江部乙村を合するとこの四村のみで実に五二・三%の多きに達している。次に収穫高をみると、これはその年における天候と災害に影響されて非常な差をもたらすものであるが、この年の総生産額は四二八万貫余で一般的に不作であつた。この中であつて余市町は全収穫高の約三〇%を占め平均収穫量も最高である。大江村もこれに続いて平均収穫量ははやゝ落ちる。然し余市・大江の二町村で収穫量の四〇・六%を占め栽培樹数を併せ考えると、所謂「余市リンゴ」(大江を含んで余市地方産苹果の意)が北海道産苹果の大宗といわれるのも、当然の事と考えられる。

次に支庁別の苹果栽培状況を第八表にみると、後志支庁が全栽培樹数の三四%余、総収穫高の約四二%で第一位となつてをり、更に空知・石狩・網走の三支庁を合すると四支庁で北海道産苹果栽培全樹数の実に八四・五%、収穫高では八八・二%に及び非常な集上度で殆んど独占状態にある。更にこれを余市町にみると、

第8表 苹果経営の集中度 (昭和13年)

支庁町名	栽培樹數	收穫高	本當り收量
北海道	670,674 (100.0)	4,277,814 (100.0)	6.4
網走支廳	86,642 (12.9)	501,091 (11.7)	5.8
石狩支廳	118,450 (17.6)	544,336 (12.7)	4.6
空知支廳	133,380 (19.9)	932,977 (21.9)	7.0
後志支廳(A)	228,774 (34.1)	1,791,495 (41.9)	7.8
余市町(B)	124,558 (18.5)	1,249,254 (29.2)	10.0
B/A	54.4%	69.7%	—

(北海道統計 第73號 67~71頁より)

後志支庁は北海道苹果全栽培樹數の三四・一%、全收穫高の四一・九%、余市町は後志支庁中栽培樹數の五四・四%、收穫高の六九・七%を占め、北海道—後志支庁—余市町になるに従い、愈々その集中度をましている。これは苹果が商業的農業として次第に特殊化し、更に専門化してくる明白な証左といえる。

この苹果集化の傾向を更に經營農家の面からみると(第九表)、總農家戸數に対する果樹栽培農家戸數比は、後志支庁十・七%、

第9表 苹果経営の専門化集中化傾向 (昭和22年)

	農家總戸數(A)	果實栽培農家		果樹收入が全收入の4割以上		果樹栽培面積	
		戸數(B)	B/A	戸數(C)	C/B	總計(D)	1戸當り(D/B)
北海道	207,576			1,656			
後志支廳	13,567	1,459	10.7	687	47.2	1,311.20	9.0
余市町	1,114	691	62.0	425	61.6	783.00	11.3
山田部落	38	38	100.0	37	97.4	60.42	15.9
(内)							
第1部落	20	20	100.0	19	95.0	23.51	11.8
第3部落	18	18	100.0	18	100.0	36.91	20.5

(昭和22年8月1日 臨時農業センサス 集計票・戸票より)

余市町六二%、更に山田部落(調査を行った山田村第一部落及第三部落を總称す。以後山田部落とはこの意味に用う)では全農家が果樹栽培に従事しており、次第にその集中化傾向を示して特殊化していることがわかる。更に農業收入において果樹収入がどの位の重要性をもっているかを、全収入中四割以上が果樹収入によつて占められてゐる農家の果樹栽培農家に対する比によつてみると、後志地方四七・二%、余市町は半数以上の六一・六%、更に山田部落では実に九七・四%(一戸以外総て)であつて、区域が小になる程比率が急激に上昇して經營の専門化を如実

に示している。又果樹栽培農家一戸当りの平均果樹栽培面積は、後志支庁九反、余市町一町一反三畝、更に山田部落は一町五反九畝で次第に経営面積を拡大しており、経営内容の充実を物語っている。

猶この場合でも旧会津藩出身者が主体をなす第一部落は、秋田団体出身者が主体をなす第三部落に比して、やゝ経営内容がおとる様で一戸当果樹栽培面積も第三部落平均二町五畝に対し、第三部落は一町一反八畝に止まつている。

然し第一部落は北海道苹果のいはゞ発生地で、主として明治時代には主要な苹果生産地として「余市リンゴ」の名声を高めた処であり、又第三部落は明治末期の病害虫による大被害によつて「余市リンゴ」が大打撃を打けた後、その恢復に勉め生産及技術の指導に當つては北海道苹果の先頭に立ち、現在こゝに北海道大学農学部園芸試験場が設けられており、共々現在においても余市町は勿論北海道の苹果経営において中心的な位置を占めてゐる。

第二章 苹果栽培の經營實態

第一節 苹果經營農家の一般的概況

先づ経営農家の一般概況について、経営耕地面積広狭別農家戸数をみると(第十表)後志支庁—余市町—山田部落と下降するに従ひ経営規模がいはゞ標準化することが第一に考えられる。即ち五反未満の極少経営は後志支庁では全農家の二八・五%で相当高比率を占め、余市町では十九%でやゝ減少しているが、山田部落では皆無。一方五町以上の大面積経営は後志地方十六・二%、余市町五・二%に対し、山田部落はこれ又皆無で苹果の如き単位面積上の集約経営では表面上は耕地面積が減少することがわかる。これに反し標準的な一町以上から五町未満にかけては、余市町・山田部落に至る程集中度が高く、特に山田部落では二町—三町層、四二・一%、三町—五町二九%、合計して全農家の七〇%以上がこの層に固まつている。尙山田部落内でも第三部落の方がより標準的で全農家が二—五町経営であり、第一部落と比較して第三の方が経営的により優れていることが予想される。

次に自作・小作別農家戸数分布をみると(第十一表)、自作農家は全農家に対し後志支庁では四三・四%、余市町になると半数以上の五

第10表

経営規模別農家戸数分布

(昭和22年)

		5反	5反	1町	2町	3町	5町	10町	計
		未	~1町	~2町	~3町	~5町	~10町	以上	
實 數	後志支廳	3,863	1,646	1,819	1,559	2,476	1,898	305	13,567
	余市町	212	152	242	225	224	58	1	1,114
	山田部落	—	4	7	16	11	—	—	38
	内 { 第1部落 第3部落	—	4	7	6	3	—	—	20
		—	—	—	10	8	—	—	18
比 率	後志支廳	28.5	12.1	13.4	11.5	18.3	14.0	2.2	100.0
	余市町	19.0	13.6	21.7	20.2	20.1	5.2	0.0	100.0
	山田部落	—	10.5	18.4	42.1	29.0	—	—	100.0
	内 { 第1部落 第3部落	—	20.0	35.0	30.0	15.0	—	—	100.0
		—	—	—	55.6	44.4	—	—	100.0

(昭和22.8.1 臨時農業センサス集計表・戸表より)

北海道余市町における苹果栽培の經濟的研究

第11表 自小作別農家戸数分布

(昭和22年)

	町 村	自作	自小作	小自作	小作	計
		數	數	數	數	
實 數	後志支廳	5,886	1,822	980	4,878	13,567
	余市町	646	123	55	291	1,114
	山田部落	36	—	—	2	38
比 率	後志支廳	43.4	13.4	7.2	36.0	100.0
	余市町	57.9	11.1	4.9	26.1	100.0
	山田部落	94.7	—	—	5.3	100.0

(昭和22年8月1日 臨時農業センサス集計票・戸票より)

の傾向を夫々の正逆について示している。尙山田部落の小作農は第一部落に五反—一町層に二戸（これは純然たる地主の小作）、第三部落の二・五—三町層に二戸（これは地主が兄弟であつて、純然たる小作関係とは考えられないところがある）あるのみである。

最後に專業兼業別農家戸数をみると（第十二表）、こゝでも苹果經營の集約化・標準化の傾向が現はれている。即ち專業農家率は後志支庁四

七・九%、更に山田部落では全農家の殆ど大部分の九四・七%までが自作であり、經營が標準化するほど現在の状況では自作率が高いことがわかる。自小作・小自作を合すると後志支庁二〇・六%、余市町十六%であつて、当時においてこの率だけ土地が不充分であつたと考えられる。又純然たる小作農は後志支庁では実に三六%、余市町はやゝ下がつて二六・一%、山田部落では僅かに五・三%に止まつている。この自作率と小作率の逆比例関係は、集約經營標準化

第12表

專業兼業別農家戸数分布

(昭和22年)

	専業	第一種兼業		第二種兼業		計	
		主従他産業	主従農賃労働	主従他産業	主従農賃労働		
實 数	後志支廳	6,507	1,040	1,366	3,124	1,530	13,567
	余市町	698	70	73	203	70	1,114
	山田部落	37	—	—	1	—	38
比 率	後志支廳	47.9	7.6	10.1	23.1	11.3	100.0
	余市町	62.1	6.3	6.5	18.1	6.3	100.0
	山田部落	97.4	—	—	2.6	—	100.0

(昭和22.8.1 臨時農業センサス 集計票・戸票より)

北海道余市町における苹果栽培の經濟的研究

一六

七・九%、余市町六二・一%、山田部落九七・四%（一戸を除き）となつてをり、經營の集約化に伴つて專業率もいちじるしく向上することがわかる。又未だ農業が主体である第一種兼業については後志支庁十七・七%、余市町十二・八%であり、又農業が殆ど副業に近い第二種兼業は、後志支庁は実に三四・四%、余市町二四・五%に及び、山田部落では僅かに二・六%である。第一種、第二種にせよ兼業は主として農業經營のみでは生活が営めないところからうまれるもので（農村工業・商業的なものは一応除く）、これは特に賃労働を兼業とするものに端的に表われるが、この率は後志支庁二一・四%、余市町十二・八%山田部落なしである。

一方兼業でも一種・二種にかぎらず他の産業を經營するものは、夫々相應の資本を必要とするところから、兼業といふよりは、むしろ企業といつた方が適當であり、この比率は後志支庁三〇・七%余市町二四・五%、山田部落二・六%である。これらのものは農学の傍に農村における工業、或は商業を営むか、又はこれら營業の傍に営んでいるもので主として經營耕地面積以上のものが多い。尙山田部落の兼業農家は第一部落の一戸のみで五反一町層に屬して、主として商業を営み經營内容も自給農業の状態である。

第二節 苹果經營の勞働構成

苹果經營の具体的な内容について、最初に苹果栽培の勞働構成に言及したい。

先づ農家の世帯員数及びその中で自家の農業に従事する者の数を、耕地經營規模別平均についてみると（第十三表）、農家総平均では一戸当家族総数及農業従事者は夫々後志支庁六・九人、三・一人、余市町六・八人、三・一人、山田部落七・二人及び三・四

第13表

経営規模別家族総数及農業従事者平均表 () 内は農業従事者を示す

	5反未満	5反～ 1町未満	1町～ 2町未満	2町～ 3町未満	3町～ 5町未満	5町～ 10町未満	10町以上	總平均
後志支庁	6.7(2.6)	6.4(2.7)	6.3(2.8)	6.5(3.1)	7.2(3.6)	7.9(4.1)	9.5(5.2)	6.9(3.1)
余市町	6.6(2.5)	6.4(2.6)	6.0(2.9)	7.0(3.3)	7.7(3.8)	8.9(3.8)	17.0(11.7)	6.8(3.1)
山田部落	—	5.7(2.5)	7.5(3.4)	6.9(3.2)	8.0(3.9)	—	—	7.2(3.4)
内	第1部落	—	5.7(2.5)	7.5(3.4)	7.3(3.7)	—	—	7.1(3.3)
	第3部落	—	—	—	6.7(2.9)	8.2(4.0)	—	7.4(3.6)

(昭和22.8.1 臨時農業センサス 集計表及び戸票より作成)

人で、一般に経営の集約度をますにに応じて夫々の人数を増加してゆくことが知られる。これは経営規模別についても同様で経営面積が拡大するに従い全般的に家族総数・農業従事者数共々増大することがわかる。しかしこれらも大略において六・五人から七・五人(家族総数)及び農業従事者三人から四人の間を上下し、家内自家労力の範囲内において主として農業経営を営むという日本農業の特性が一般的に示されているのである。尙農業経営において特に重要なのは農業従事者数であるが、これは前に述べた傾向をとりつゝも、経営規模及び雇傭労力更には他部面への労力支出によつて変化を受けてくる。これを余市町及山田部落についてみても一町未満層では二・五人前後であるが、一町以上になると急に二・九人以上三・九人を必要とすることがわかり、標準的な二町以上及三町以上では、これが漸増している。又山田部落の二・三町層、更に第一部落の三・五町層及第三部落の二・三町層においてそれが減少しているのは、後述する機械の導入により労力生産力の向上、尙又常備及臨時傭による労力の移入によつて、補填されるものと考えられる。尙この際同じ山田村でも第一と第三部落ではやゝ異り、農業従事者は平均第一部落では三・三人、第三部落ではやゝ多くて三・六人で、一般的に第三部落の方が経営面積が大きい理由もあるが、より集約的であることが察知できる。又三部落二・三町層では二・九人でやゝ少いのは他の労力により多く依存している為である。

次に農業常備の雇傭状況を見ると(第十四表)、農家百戸当りの農業常雇数は後志支庁三・九人、余市町七人、山田部落十八・四人で下になる程常雇労力によつて集約経営を行っていることが知られる。又経営規模が大となる程農業常雇数(百戸当)が増大し、特に余市町の五町一十町層は殆ど二戸に付き一人の常雇を必要とし五町以上では自家労力のみ

第14表

経営規模別農業常雇表

		5反 未滿	5反～ 1町 未滿	1町～ 2町 未滿	2町～ 3町 未滿	3町～ 5町 未滿	5町～ 10町 未滿	10町 以上	合計 又は平均
賃 数	後志支廳	11	11	36	86	164	183	42	533
	余市町	1	—	12	15	23	27	—	78
	山田部落	—	—	—	4	3	—	—	7
	第1部落	—	—	—	3	3	—	—	6
	第3部落	—	—	—	1	—	—	—	1
比 率	後志支廳	2.1	2.1	6.7	16.1	30.8	34.3	7.9	100.0
	余市町	1.3	—	15.4	19.2	29.5	34.6	—	100.0
	山田部落	—	—	—	57.2	42.8	—	—	100.0
	第1部落	—	—	—	50.0	50.0	—	—	100.0
	第3部落	—	—	—	100.0	—	—	—	100.0
農 常 家 雇 戸 當 數	後志支廳	0.3	0.7	2.2	5.5	6.7	9.6	13.8	3.9
	余市町	0.5	—	4.9	6.7	10.3	46.5	—	7.0
	山田部落	—	—	—	25.0	27.2	—	—	18.4
	第1部落	—	—	—	50.0	100.0	—	—	30.0
	第3部落	—	—	—	10.0	—	—	—	5.6
常 雇 備 戸 當 數	山田部落	—	—	—	1.3	1.5	—	—	1.4
	第1部落	—	—	—	1.5	1.5	—	—	1.5
	第3部落	—	—	—	1.0	—	—	—	1.0

(昭和22年8月1日 臨時農業センサス 集計表・戸票による)

第15表 経営規模別農業臨時傭入延人員数表

實數	後志支廳 余市町 山田部落 {第1部落 第3部落	5反未滿	5反~1町未滿	1町~2町未滿	2町~3町未滿	3町~5町未滿	5町~10町未滿	10町以上	合計は均合或平
		一戸當雇傭數	後志支廳 余市町 山田部落 {第1部落 第3部落	0.8 1.5 — — —	3.2 6.0 33.2 33.2 —	12.7 30.7 53.8 53.8 —	24.6 56.5 164.3 126.1 187.6	32.6 89.8 247.3 394.6 192.1	31.9 128.0 — — —

(昭和22.8.1 臨時農業センサス集計表・戸表より作成)

第16表 経営規模別農家戸数 (昭和24年)

總計	山田部落 第1部落 第3部落	1町未滿	1町~2町未滿	2町~3町未滿	3町~4町未滿	4町~5町未滿	計
		抽出農家	山田部落 第1部落 第3部落	3 3 —	6 6 —	12 4 8	5 — 5

(昭和24.12 聴取調査による)

では全く不十分であることがわかる。又山田部落の実数は雇傭農家五戸延七人であつて、極く勞働力の少い農家のみにみられた。

次に農業常雇よりも更に資本主義的性格をもつている農業臨時傭は(第十五表)、年間後志支庁二二万四千余人、余市町四万九千余人、山田部落五千八百余人であり、農家一戸当りについては、夫々十六・六人、四四・五人、一五三・一人と上昇してをり、経営の集約化に應じて臨時傭數も増加していることを如実に示している。この傾向は各経営規模別

毎にみても同様の結果が得られ、特に山田部落ではそれが急増しているが、これから商品生産の傾向の特に強い果樹経営では、夏季の袋掛及秋の收穫に多數の臨時傭を必要とすることがわかる。又第三部落は平均して第一部落よりも多く雇傭してをり、第三部落の二一三町層では特に多く、三一五町層ではやゝ少いのは(第一部落にくらべて)第十

第17表 手間替を行ふ農家数

		1町 未滿	1町~ 2町 未滿	2町~ 3町 未滿	3町~ 4町 未滿	4町~ 5町 未滿	計
實 數	山田部落	1	3	8	4	2	18
	第1部落	1	3	4	—	—	8
	第2部落	—	—	4	4	2	10
調査 農家 に 對 す る 率	山田部落	33.3	50.0	66.6	80.0	100.0	64.4
	第1部落	33.3	50.0	100.0	—	—	61.5
	第3部落	—	—	50.0	80.0	100.0	66.6

(昭和24.12 實態調査による)

第三節 經營土地と作付構成

続いて苹果栽培農家の經營土地と作付構成について論求したいが、これ以後の各節においては先に直接聴取調査を行つた三戸中第十八表の如く十五戸を抽出しこれを基礎にしていきたい。

先づ抽出農家の耕地内容について第十九表を作成してみると、耕地は水田皆無で畑のみに依存し完全に販売農業化している。又自・小作地別については抽出農家数がやゝ少いので特殊例が混入する憂いがあるが、概して經營規模大なる程自作率が大であり、三町以下では小作によらなければ土地が不足していることがわかる。従つて苹果栽培の標準經營としては少くとも二・五町更に三町以上が必要

三表にみた農業従事者数の多少に相応して、これを補充するためにこの様な差を生じたものであらう。

次に手間替をみるが、その前に昭和二十四年十二月に実施した經營実態調査において、総計四一戸中直接聴取を行つた二八戸を抽出してみる。これらの經營規模分布は第十六表の如くであるが、第三部落はすべてが二町以上であり第一部落はより小經營が多い。これらの中から經營規模別に表の如く聴取調査を行つた二八戸を抽出し、この中手間替を行ふ農家数を第十七表についてみると、山田部落では平均六六・六%の農家が薬剤撒布・袋掛等に手間替を行つてをり、これは經營地が大となるに依りて次第に割合を増加しており、これは一般的に大經營程ありとあらゆる労働を使用して經營内容の向上をはかつていることが察知できる。

最後に部落よりの労働の支出をみると、專業農家が多い為に出稼等によつて賃労働化しているものは一戸も見られず、經營が非常に專業化していることがわかる。

第18表 抽出農家数

	1町 未滿	1町～ 2町 未滿	2町～ 3町 未滿	3町～ 4町 未滿	4町～ 5町 未滿	計
山田部落	2	3	5	3	2	15
第1部落	2	3	2	—	—	7
第3部落	—	—	3	3	2	8

第19表 平均一戸当耕地状況

	1町 未滿	1町～ 2町 未滿	2町～ 3町 未滿	3町～ 4町 未滿	4町～ 5町 未滿	計
田	—	—	—	—	—	—
畑	6.9	15.3	28.8	31.9	41.5	25.5
計	6.9	15.3	28.8	31.9	41.5	25.5
自作地	6.9	7.7	27.8	31.9	41.5	23.6
小作地	—	7.6	1.0	—	—	1.9
計	6.9	15.3	28.8	31.9	41.5	25.5

(昭和24.12 實態調査戸票による)

第20表 經營規模別作付構成割合 (%)

	1町 未滿	1町～ 2町 未滿	2町～ 3町 未滿	3町～ 4町 未滿	4町～ 5町 未滿	余市町 平均
稻	—	—	—	—	—	15.2
麥	—	1.4	1.1	3.3	2.3	3.1
類薯	6.2	7.0	5.2	3.3	2.3	6.3
鈴薯	—	—	—	—	2.3	4.8
燕麥	—	1.4	1.1	1.6	2.3	1.9
そば	2.5	1.4	1.1	1.0	1.1	2.6
とうもろこし	2.5	2.1	0.4	1.0	1.1	1.0
あひわえ	—	—	—	—	2.3	1.1
きび	—	—	0.4	—	1.1	0.6
豆	1.3	5.6	1.1	2.3	3.9	6.0
蔬菜	6.2	16.1	18.1	6.3	5.5	9.8
果樹	81.2	65.0	66.6	80.2	68.1	33.2
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(昭和22.8.1 センサス集計表戸票より)

次)各農家の作付面積内容について各規模別より一戸づゝを選んでその構成を第二十表でみると、大略の傾向ではあるが余市町平均に比して稻作割合は皆無で、殆ど主食は購入によつてゐることが察知できる。又麦類、馬鈴薯・雑穀・蔬菜類は大部分が余市町の平均以下で殆ど純然たる自家副食消費にのみあてられている。これに反し果樹作付割合は最低でも全作付面積の六五%で、大部分はそれ以上、更には八〇%を超過し余市町平均を二倍からそれ以上の割合を示している。尙一町未滿層で果樹作付が八一・二%で、この中の最高を示しているが、これは一般に經營規模が特に小さい(この例は八反)ので、それに応じて主要作付農作物たる果樹の比率が上昇したものである。一般的傾向として經營規模の拡大に応じて、果樹栽培面積比は大となり、又作付農作物の品種も豊富となり、一

であらうと思う。

第21表 一戸平均果樹栽培内容数 (本)

種類	1町未滿	1町2未	2町~町滿	3町~町滿	4町~町滿	計
	75	132	186	375	453	237
リンゴ	40	46	91	122	148	89
ナシ	—	27	50	76	82	48
ブドウ	—	—	—	1	2	1
その他	—	2	—	—	—	—
計	115	207	327	574	685	375
比率	65.2	63.7	57.0	65.4	66.2	63.0
リンゴ	34.8	22.3	27.8	21.3	21.6	23.6
ナシ	—	13.0	15.2	13.2	12.0	13.1
ブドウ	—	1.0	—	0.1	0.2	0.3
その他	—	—	—	—	—	—
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(昭和24 農地調査戸票より作成)

方規模の縮小に応じて作付農作物の品種も単純化している。

次に果樹の作付内容につき、余市稅務署作成の農地調査表(昭和二四年実施)に基づいて、先づ第二一表を誘導してみる。これによると調査農戸全平均して苹果二三七本、梨八九本、葡萄四八本、計三七五本を栽培しており、又経営規模別では経営面積の大となる程当然とはいいながら各果樹の栽培数が夫々一率に増加している。これは一応一定比をもつて、苹果、梨、葡萄の栽培を行つてゐることがわかる。即ち全平均では全体の六三%が苹果、更に二三・六%が梨、十三・一%が葡萄となつており、この比率は大略において各規模別をみても略同位で、やゝ経営の拡大に応じて苹果栽培率が上昇する程度である。但し二町—三町層はこの例外で苹果が少い代りに梨をもつて補つてゐる。又栽培技術にやゝ手のかゝる葡萄については、一町未滿層では栽植してゐないのがみられる。尙これによつても一般的に苹果は果樹栽培の六三%前後を占め、重要な農産物たることが知られる。

次にこの苹果について、品種別の栽培内容を経営規模別に第二二表によつて考察してみる。最初に全平均については一戸当り二三七本中、その四〇・九%は国光(晩熟種)で最大を占め、紅玉(晩熟種)がやゝおちて十二・七%、更に旭(中熟種)が十一%、祝(中熟種)が八・九%と続き、緋之衣(晩熟種)五・九%、印度・デリシヤスの高級品が夫々四・六%、四・二%を占め晩熟の鳳凰卵と青竜が夫々二・五%、二・一%であり、更に早熟種の紅魁は僅かに二・一%である。

従前余市産苹果では緋之衣が王座を占め、栽培当初よりの歴史をもつて風味・色沢・外觀共に他の追隨を許さず、余市十九号としてその声価を馳せたのであるが、大粒であるだけに収量が少なく一般の需要にはむかない。続いて紅玉が貯蔵に耐え輸出品としての好条

第22表

苹果品種別経営規模別栽培本数

(1戸平均)

	品 種	1町未満	1町～ 2町未満	2町～ 3町未満	3町～ 4町未満	4町～ 5町未満	平 均
實 数	國 光 (49號)	26	43	75	157	211	97
	紅 玉 (6號)	8	—	26	53	68	30
	旭	3	38	12	47	38	26
	祝 (14號)	12	14	23	22	32	21
	緋之衣(19號)	20	4	15	19	10	14
	印 度	2	5	5	25	26	11
	デリシヤス類	—	5	17	8	12	10
	鳳凰卵 (3號)	—	1	1	13	19	6
	紅 魁 (58號)	3	13	4	4	2	5
	青 龍 (9號)	—	4	3	4	15	5
	そ の 他	1	5	15	22	19	13
合 計	75	132	196	378	452	237	
比 率	國 光	34.7	32.6	38.2	41.5	46.7	40.9
	紅 玉	10.7	—	13.3	14.0	15.0	12.7
	旭	4.0	28.8	6.6	12.4	8.4	11.0
	祝	16.0	10.6	11.7	5.8	7.1	8.9
	緋 之 衣	26.7	3.0	7.7	5.0	2.2	5.9
	印 度	2.7	3.8	2.5	6.6	5.7	4.6
	デリシヤス類	—	3.8	8.7	2.1	2.7	4.2
	鳳 凰 卵	—	0.8	0.5	3.4	4.2	2.5
	紅 魁	4.0	9.8	2.0	1.1	0.4	2.1
	青 龍	—	3.0	1.5	1.1	3.3	2.1
	そ の 他	1.3	3.8	7.7	5.8	4.2	5.5
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

(單位は本及び% 昭和24年農地調査戸票より作成)

件を備え、且風味の變らぬ上に豊産で經濟的である点から大いに歡迎され、この二者が余市町苹果の双壁となつていた。これらに続いて国光・鶴之卵・黄竜・甘露・鳳凰卵・白竜・青竜等が栽培されていた。更に当初は主として早期の市場販売を目当にした早熟種が優勢であつたが、青森苹果の興隆と共に早熟種に対抗できなくなり、色々の品種變遷を経て晩熟種・中熟種が全体の九〇%内外を占める様になり、更に大正年代より印度・デリシヤス・ゴールデンデリシヤス等の優良外来品種が次第に採種され、一般需要者の要求・価格・産額・貯蔵性の諸条件から品種淘汰が行はれ、現在では調査農家の例にみる如く、晩熟種の国光が首位になり、続いて同じく紅玉・中熟種の旭、祝等の順となつてゐる。全平均でも晩熟種は大略六四%、中熟種は約二〇%、印度・デリシヤス類は八・八%である。これらの品種とその比重の變遷をみても、商品生産として市場販売に所応する苹果栽培の特殊性が察知できる。

尙これを経営規模別にみると、一町以下層では栽培品種もより單純化しており、且現在余り振わない緋之衣が依然として国光に次いで主要な割合を占めてゐる。又印度は平均以下の二・七%でデリシヤス類は皆無であり、且早熟種の紅魁が平均以上の栽培率である。これらは苹果栽培には苗木から結実までに十年以上を必要とし、且固定資本にも相当の出費が必要なので、やゝ小経営には一般の傾向に直ちに順応しかねるところから、かゝる状況を示すものである。次に一―二町層は主として農業に専念すべき経営でありながら、やゝ耕地の不足から充分な運営を行えない者が多く、このためなるべく早く生産物を現金化する必要に特に迫られるのであつて、これは表中において早熟種の紅魁が九・八%、中熟種の旭、祝計三九・四%の栽培率によつてもうかがわれ、この様に各規模別農家群中で早・中熟種に依存する割合が最大であり、且晩熟種であり従来余市苹果の主要品種であつた紅玉の栽培には全然手がふれられていないことからもその性格の一端を知りうる。続いて二町以上になると経営規模の拡大に應じて、晩熟種の国光、紅玉への依存度をまし、特に国光の如きは四〇%前後から約五〇%近くまでに及び、殆んど独占化の状態に達してゐる。中熟種の旭・祝は十八%台から十五%でやゝ減少し、更に早熟種の紅魁は寥々たるものであり、印度・デリシヤス類の優良品種は八%前後を占め、夫々有利な商品生産者の位置を占めてゐることがわかる。かゝる優良品種の高率栽培も決して全農家が一律に行いえるものではなくて、相当程度の資本・労力・技術を必要とするために、これらからも商品生産における大経営の優位性が察知できるのである。

最後に、苹果の樹令別がいかなる割合になつてゐるかを第二三表によつてみると、全戸平均では幼木が七・四%、中木十二・四%、成

第23表 樹令別・経営規模別苹果栽培本数 (1戸平均)

實 数	樹令	木 種	1町	1町	2町	3町	4町	4町	全平均
			未	2	町	町	町	町	
	幼	木	0.5	5.0	29.8	32.6	—	17.5	
	中	木	—	22.3	30.6	63.0	12.0	28.9	
	成	木	51.0	25.6	43.0	185.6	326.0	108.6	
	老	木	24.0	79.0	92.6	93.0	114.5	83.7	
	計		75.5	132.0	196.0	374.2	452.5	236.6	
比 率	樹令	木 種	1町	1町	2町	3町	4町	全平均	
			未	2	町	町	町		町
	幼	木	0.7	3.8	15.2	8.7	—	7.4	
	中	木	—	16.9	15.6	16.8	2.7	12.4	
	成	木	67.6	19.4	21.9	49.6	72.1	46.5	
	老	木	31.7	59.9	47.3	24.9	25.2	35.7	
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

樹令區別は1～7年のもの幼木、8～15年のもの
中木、16～36年のもの成木、36年以上のものを老
木としている。

昭和24年 余市税務署農地調査戸票による

木四六・五%、老木三五・七%である。この調査は余市
税務署が所得税算定のために行つたものであるから、各
農家が實際そのまゝを申告したかどうかが危ぶまれ、恐
らく税算定をなるべく軽減するために成木・中木を實際
以下に少くし、幼木・老木を實際以上に算定したのでは
ないかと考えられるか、一応の割合は察知できるのでこ
れに依つた。尙幼木は樹令七年以下のものであつて未だ
充分なる結果期になつてないもの、中木は樹令八年―十
五年で漸く結果期に入つて生産のやゝ上るもの、成木は
樹令十六―三六年で最盛期に入つて生産の最もあがり、
主要な苹果生産をなすものであり、老木は樹令三六年以
上を経過し、既に盛果期を過ぎて生産の落ちかゝり老衰
期に入つたものである。

今これを経営規模別にみると、一町未満層では幼木僅

か〇・七%、中木皆無、成木六七・六%、老木三一・七%であつて、十年位経つと成木の補充きかずに老木が非常に多くなるといつた
危険な状態を示し、資本・技術の不備から充分な経営の行いえないことを語つてゐる。次に一町―二町層では一応各区分共揃つてゐる
が、成木は平均以下であつて老木が六〇%にも及び、第二表で古い品種に多く依存していたことと符号するのであり、こゝでもやゝ
将来行きなやみの感がある。又二―三町層では幼・中木共に十五%以上で将来性があるが、現在は成木がやゝ不足で老木に至つては四
七%余であつて、標準的経営とは考えられない。更に三―四町層になつて始めて成木が全体の四九・六%を占め、幼・中木も適当な比
率であつて、やゝ合理的経営と考えうる。最後に四―五町層においては幼木皆無、中木二・七%、成木七二・一%で最高率を示し、徹

底的に苹果を利用してゐることが知られ、幼・中木の不足が将来に対してやゝ不安を感じしめるが、資本・技術の優位性から適當に対処していく様である。これらの樹令別構成からも、より経営の大なる程有利な条件を示していることが知られる。

第四節 経営資本と生産物処理の諸条件

先づ経営規模別の家畜飼養数について第二四表をみると、一般に苹果生産において家畜労力は主要な地位を占めず、せいぜい耕起、糞尿及び運搬に用いられる程度であるが、馬のみにについては全平均二戸に付き二頭の割合に分布し一町未満は飼養せず、一・二町層は三戸に付き二頭、二・三町層は五戸に付き三頭、三・四町層では二戸毎に一頭、四町以上では各戸が所有してゐて、一般に経営規模が大となるに依じて一戸平均の馬飼養数は増加し、こゝにおいて大経営の優位性がみられる。牛は主として牛乳販売を対象としてゐるもので、二・三町層中に一戸で二頭飼養してゐるのみである。

第24表 家畜飼養数 (1戸平均)

	1町未満	1町~2町未	2町~3町未	3町~4町未	4町~5町未	平均
馬	—	0.3	0.6	0.5	1.0	0.5
牛	—	—	0.4	—	—	0.1

(昭和24年12月實態調査)

第25表 農機具分布表 (1戸平均)

	1町未満	1町~2町未	2町~3町未	3町~4町未	4町~5町未
石油發動機	—	—	1.0	1.0	1.5
脱穀機	—	—	—	—	0.5
カルチベーター	—	0.6	0.8	1.0	1.5
プラウ	—	0.6	1.2	1.6	1.5
ハロー	—	0.6	0.4	0.6	1.0
噴霧機	—	—	—	0.2	—
定置式力押し	—	—	—	0.6	1.3
掘抜井戸	—	—	—	1.0	1.0
—	—	—	0.2	0.3	1.0

(昭和24.12 調査戸票より)

次に資本構成において重要な意義をもつ農機具では(第二五表)、石油發動機は二町以上では各戸に一台以上を保有し、カルチベーター、ハロー等余り作業に時期を急がないものは、二戸に付一戸以上持つてゐる。然しこれらも経営規模別によつて非常に異なり経営が拡大するに依じて所有農機具も増加し、特に噴霧器では莫大な資本を必要とする定置式は二・三町層に僅かに一戸、四町以上層になつて始めて各戸所有となつてゐる。噴霧器による薬剤散布は病虫害駆

除に決定的な影響を与えるものであり、これらの撒布期日は一日をも争うために各農家共主力を注いでいる。しかもこの噴霧器の方式によつて収獲に大影響があるので、より効力の高い動力式の方が手押し式よりも有利であり、更にガーデン・パイプによる定置式は最も理想的なものである。従つてこの噴霧器の方式によつて大略その経営の規模が察せられるのであり、こゝでも大経営である程有利な事が知られる。次に畑抜井戸であるが、これは早魃の際に水の補給をする場合附近を流れる余市川によつて行えば、余市湾からの塩水の流入によつて逆に作物に害を与へるために、それに備えて畑抜井戸を必要としたのである。これには非常な資本を必要とし、又、これの存否が不時の際に苹果栽培に重大な影響を与えるものである。これも規模別にみると二町―三町層で五戸に一個、三―四町層では三戸につき一個、四町以上層で始めて各戸毎に所有し、経営の大なる程優位にある。尙これらの農機具体系についても、一町以下層では最低必要な手押噴霧器が一台という貧弱さであるが、経営が大となる程整備し四町以上になつて始めて全部が揃つてゐる。

次に中耕・除草回数をみると、一町以下層では年間四―六回、一―二町層三―六回、二―三町層三―五回、三―四町層三―六回位、四町以上では五―六回から十回位となつてゐる。これらは直接的には直ちに生産力には影響はない様であるが、栽培管理上の問題を含んでゐる。大略四町以下では各層とも三―六回位であるが、四町以上になると更に綿密となつて十回位になる。

又病虫害駆除・予防上重要な薬剤撒布回数では、一町以下四―五回、一―二町層五―六回、二―三町層五―六回が主であるが中には七―八回行つ農家もあり、更に三―四町層では五―七・八回、四町以上になると八・九回から十二回位迄行つてゐる。薬剤撒布の回数の多い程病虫害駆除予防に功のあるのは当然のことであり、こゝでも経営の大きくなる程栽培管理が周到で優位に立つてゐることの一斑が知られる。

次に生産苹果の処理状況を第二六表にみると、全平均では生産物の約六五・四%が商品化され、その中協同組合を利用するのが全産額の二一・六%、商人に売却するのが三一・六%、農産加工に出すものが十二・一%となつてゐる。協同組合を利用するのが殆ど二町以上層になつてゐるのも興味深いものであり、又未だに個人商人に依存する割合が相当高いのは、協同組合における資金難が作用して直接現金の入手し易い商人に売却する為である。農産加工に出すものは主として等外品・傷物・クズ苹果等の廃果であつて、戦前は主に地中に埋めたり河川に投棄した事が多かつたが、農産加工処理工場が設けられるに従つてこの方に商品化されてゐる。又商品化率は

第26表 苹果処理分布表 (1戸平均)

消費及仕向先	1町未滿	1町~2町未滿	2町~3町未滿	3町~4町未滿	4町~5町未滿	全平均
協同組合	—	2.7	34.2	26.6	32.5	21.6
個人商人	24.0	32.6	26.2	43.3	34.5	31.7
農産加工	15.0	5.0	17.2	11.0	9.0	12.1
(商品化率)	39.0	40.3	77.6	80.9	76.0	65.4
その他	48.0	44.7	11.2	13.8	19.5	24.4
自家消費	13.0	15.0	11.2	5.3	4.5	10.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(昭和24.12 實態調査戸票による)

第27表 時期別苹果処理分布 (1戸平均)

時期	1町未滿	1町~2町未滿	2町~3町未滿	3町~4町未滿	4町~5町未滿	全平均
12月末迄	87.5	78.3	78.0	58.3	65.0	75.0
1月以降	12.5	21.7	22.0	41.7	35.0	25.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(昭23 12 實態調査による)

経営規模の小さな程低く、二町以下層では四〇%前後に止まり、それ以外のその他及び自家消費の率が高い。又二町以上層になると商品化率は上昇し七六%以上となり、自家消費分は次第に低下している。従つて経営規模大となるに依つて、相対的にも実質的にも商品化量を拡大し、生産者として有利な地位を占めうる事が察知できる。

次にこの苹果の商品化がいかなる時期に行はれるかを一応十二月末迄と一月以降に分けて調査してみると(第二七表)全平均では一般に十二月末迄に全体の七五%を処理し、一月以降に二五%を売却している。概して農産物は一月以降において価格の上昇することが多いが、苹果

の場合特にその傾向が著しい。経営規模別にみてもそれが拡大するに相応して十二月末迄の処理が減じ、一方一月以降の売却が増加する。尚この場合三—四町層(抽出農家は前述の如く三戸—第十八表参照)が十二月迄の処理最低なのは、その中の一戸が組合役員等の職を持ち農業は妻及び家族等が行い、十二月迄に早急に売却する必要がなく、価格の高騰する一月以降に販売する方が多い(全体の五%)特殊農家を含んでいるので、このような割合を示したものである。又一町未滿層では価格面では不利と知りつゝも、十二月迄に全体の八七・五%を処理せねばならぬのは、早急に対価を得て経営及び生計を維持せねばならぬという条件の爲である。又一—三町層においては十二月迄の販売率はやゝ低下するとはいへ、同様な条件であり、三町以上になつて始めて一応独立経営として自己の計算にお

第28表 苹果生産・経営規模別数量表（1戸平均）

	1町 未満	1町～ 2町 未満	2町～ 3町 未満	3町～ 4町 未満	4町～ 5町 未満	全平均
生産實數	275	433	740	1,066	1,650	802
耕地 1反當	39.5	32.5	31.5	33.5	39.7	34.4

（單位は箱 [1箱は4貫800匁入] 昭和24.12）
（實態調査による。）

いて、商品の販売が可能であることが察知できる。

最後に苹果の収穫状況を第二八表にみると、生産実数は全平均八〇二箱、耕地反当三四・四箱である。経営規模別では一町未満層は年間二七五箱で経営や、困難と思われ、三町以上になつて始めて平均以上の生産数を示している。又耕地一反当生産量については、この耕地内における苹果面積の割合が問題となつてくるが、二町一三町層を最低として両翼に向つて上昇している。この生産実数は聴取調査によつたもので、調査は前年作の収穫数のみしか知りえず、これも甚だ不正確な処が多いために、この耕地一反当りの収穫数も確実とは云えないが、一応の傾向は把握しうるのであるから、この点から一町未満及び一―二町層の實際の平均収穫量は相対的に降下し、一般的に経営の大となる程反当収量も増加するものと考えられる。

第三章 T氏の苹果園経営

商業的農業の特性を示す苹果経営が、前述した様に資本主義的な進化を続け、且この際には大経営の方が小経営よりも有利であると考えられる。今余市町山田村の中から、優れた技術的指導者としてみたい。

して最高度の苹果経営を行つていたT氏を選び、氏をめぐつて大経営の特長と、しかも過大な土地経営が分解した過程についてふれたい。

T氏は「慶応二年秋田県由利郡亀田村に生れ、明治十二年T家に養嗣子となり、同十六年渡道した。爾来父の後をうけて苹果栽培に従い、鋭意品種の選択、栽培方法の改良に努めて、余市苹果の声価を高めるのに専念し、明治三六年頃にはウラジオストク方面にまで販路を開くに至つてゐる。この間にも果蠹虫の被害除去や袋掛の改良などにもよく研究を続けて成果をあげたが、昭和六年に六六才で長逝」（余市町教員会編 余市町郷土誌 十一頁）した人である。

T家については現在記録が不明であるので、正確なことはわからないが、代々秋田の亀田村にすみ暮末期には寄生地主化し、しかも秋田藩の木綿マニファクチュアにも関係していたらしく、相当の資産と経営に対する識見を当初から所有していた様である。明治十二年に北海道開拓の雄志を抱いて自分の費用で余市の山田村に入植したが、丁度その折旧会津藩の開拓民が開拓難から耕地をもてあまっていたので、その余地へ（会津団体の奥にあたる土地）を利用して入地した。入植後苹果に着目して栽培に努め、苹果経営の安定と興隆に相応して次第に耕地を拡張し、又品種改善、栽培方法の改良に留意していた。他方村内の一部に高利貸を行つて資本を蓄積していたが、苹果の販路が京浜・ウラジオ迄拡がったので、愈々産をなした。が躍進を続けていた北海道苹果も、明治四〇年前後の病虫害による被害のため、耕作放棄する者が多く、又大正初期の不況時代には更にその傾向が拡まつていつた。その間隙をぬつてT氏は、耕地を買収し、更に小作を扶植し、大正十年には余市町に三八町、隣村の大江に三〇町、合計実に六八町の耕地を所有し、年雇は六名を雇つていはゞ資本主義的経営を行う様になつた。且技術改良については非常な熱意をもつてをり、常に優良な技術を率先して採用してゐたとくに明治三五年頃からの病虫害の発生の際には、北海道大学の星野教授を始め、学校・官庁・試験場等が技術を研究する際に非常な便宜をはからい、これらの技術研究を採用することによつて苹果経営を企図した。これは更に明治四〇年以後から大正初期にかけて病虫害が蔓延し、非常な損害を受けると、本格的な技術改良研究の必要を痛感し、率先して同志とはかり、自己の耕地をさいて、北海道大学農学部果樹試験圃の設立に尽力し、遂に大正三年に完成した。これによつて技術改良につき大きな示唆が与えられる様になつたが、その後もT氏は苹果栽培技術の最尖端に立つて、経営の発展に努力するところ大であつた。

然しながらこの様な特異な発展も、決して純粹に資本主義的な方式によつて行われたものではなく、その外被の中には、前近代的な要素が多く含まれていた。それはT氏が高利貸によつて利潤を得たり、又拡張した耕地を小作に出して寄生地主化の方向に向つたことからも知られ、又その小作形態は特にその性格を示している。

今昭和十八年に調査された余市町山田村第一部落第二部落連合班の開墾状況表（高倉新一郎教授「北海道開拓農村の成長」——農業綜合研究第九輯所収——八三頁附表一）より、T農園関係分を抽出して第二九表を作ると、①がT氏であり、②・③はT氏の破産後に自作化したもので、入地当初はすべて小作人であつた。これら七戸の人々はすべてT氏と同郷の秋田県由利郡亀田村のしかも同一部落

第29表

農家番號	自作別	耕地面積	渡道年月	渡道者	入地年月
①	自作	2.8 ^町	明治12	祖父	明治12
②	〃	4.4	大正3	本人	大正7
③	〃	3.3	〃7	〃	〃10
④	小作	3.0	〃6	〃	〃9
⑤	〃	3.0	〃5	父	〃8
⑥	〃	3.0	〃5	本人	〃8
⑦	〃	2.5	〃5	父	昭和10
⑧	〃	2.5	明治42	本人	大正5

小作契約証書⁽¹⁾
 所在番地 余市郡余市町大字山田村

〔何〕

〔某〕⁽²⁾

一、如 〔何町何反〕

殖付アル主ナル果樹ノ内訳

林	梅	〔何〕	本。
梨	桜	〔何〕	本。
桃	桃	〔何〕	本。
	其ノ他ノ小果樹	〔何〕	本。

の出身者であり、渡道前に郷里から遙かに北海道におけるT氏の声望にあこがれ、雄図を抱いてきた、農家の次・三男出身者が大部分である。そして渡道年月と入地年月とちがつているのは、これらの人々は渡道後まづT家を頼つてきたので、それに「奉公」をし、年雇常夫として所謂「見習」に従い、略三―四年間の年期を入れた後に始めて小作人となる為である。これらの年期を終えてから始めて小作として出すので、いはば商家における「腰籠分け」の様な意味をもたせたもので、当事者相互の間では恩恵的な考え方が支配的であつた。このようにして生れた小作関係がどんなものであつたかは、次の小作契約書によつて知られる。

(以上通称 T農園第〔何〕号園ト称ス)

右貴殿ノ御所有ニ係ル畑地今般自分ニ於テ小作請負候ニ就テハ契約スルコト左ノ如シ

一、此小作請負期間ハ昭和〔何〕年〔何〕月〔何〕日ヨリ昭和〔何〕年〔何〕月〔何〕日ニ至ル〔何〕箇年ト定ム

一、小作料金ハ左ノ各項ニ依リ相納メ可申事

(1) 生果ノ売買ヲナスニハ必ス貴殿又ハ、貴殿ノ定メタル取扱者ニ立会ヲ求メ合議ノ上契約ヲ可致併而売買証票ノ作製ヲ受ケテ始メテ契約成立ノ証トシ売上金額ハ不取全全部貴殿ニ即納可致事

(2) 林檎以外ノ生果殊ニ小果実ノ類ハ場合ニ依リ貴殿ト協定ノ上小作人ニ於テ買取ヲ受クルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テモ売買証票ノ作製ヲ受ケ其ノ代価ヲ即納可致事

(3) 売買証票ニハ必ス買取者認印ヲ受ケ小作人(生産者)之ニ認印可致又立会者ノ認印ヲ受ケスシテ売買契約ヲ確定シ或ハ現品ノ受渡等致間敷殊ニ現金ノ受渡ニハ各欄ノ受領印ヲ正確ニ受ケ証票ニ一連番号ノ記載ナキモノ及現金受領認印ノナキモノハ事情ニ依リ後日精算ノトキ無効ト相成候モ意義無之事

(4) 生果ノ売買ニ當リ貴殿ノ指示スル方法ニ違背スル如キ行為ハ絶対致間敷モ万一其行為有之時ハ其ノ數量及價格ハ貴殿ノ御認定ニ意義無之即納可致事

(5) 毎月壹日拾五日ノ式回其ノ間生果売買ニ関スル整理ノ為午後壹時ニ貴殿宅ニ參集シ報告可致事

(6) 年度ノ清算ハ其ノ年ノ売買状況ニ依ルモ概ネ拾貳月辰日迄ニ貴殿ヨリ精算ヲ受クル事併而其年度ノ總取納額ノ拾分ノ四ヲ小作料トシテ貴殿ニ上納シ残額拾分ノ六ヲ以テ年度整理精算ヲナシ其ノ残額ヲ受クルモノトス

一、小作人ハ貴殿ノ許可ヲ得スシテ左ノ各項ニ該當スル行為ハ絶対致間敷候事

(1) 畑地ニ損害ヲ生スヘキ変更例之(井戸ヲ掘リ、排水溝ヲ通シ、貯水池ノ類ヲ掘ル等)ヲ加ヘサルコト

(2) 果樹ノ移植伐採

(3) 畑中ニ家屋及倉庫ノ類ヲ建設スルコト

一、契約期間中、ハ自作可致決シテ他人ニ賃貸シ或ハ小作権ノ讓渡等ヲナサ、ル事、

一、果樹ノ保護畑地ノ保護ニ就テ充分ナル注意ヲ可払ハ勿論防虫駆虫ノ実施ハ貴殿ノ指示ニ意義無之事

一、耕作上必要ナル一切ノ諸費ハ小作人ニ於テ之ヲ負担シ貴殿ニ請求等致サ、ル事

一、毎年概ネ七月中旬ヨリ下旬ノ頃ニ於テ貴殿ノ指示ニ從ヒ農園内ノ排水溝修理作業ニ出勤可致之ニ出勤セサリシ時ハ人夫使用料

金ヲ即納可致事

一、地租ニ関スル諸公費(税金)ハ貴殿ノ負担タルヘキ事

一、小作人ニ於テ本契約ニ違背シタル節ハ何時ニテモ小作ノ停止ニ応シ返地可致事

右契約ノ各条ハ小作人ニ於テ確實ニ履行可致保証人連帯為後日証書仍如件

昭和〔何〕年〔何〕月〔何〕日

余市郡余市町大字山田村

小作人 〔何〕

某 印

余市郡余市町大字山田村

保証人 〔何〕

某 印

T 殿

(1) この小作契約書はT家所蔵のものであつて、一枚つゞりに番號を附し謄寫版でプリントされている。

(2) 「 〔 〕 」内の語句及び傍點は筆者が附した。それ以外はすべて原文のまゝである。

この小作契約書はT氏が在住する山田村についてのものであり、他村(大江村)にある所有地については、はつきりした契約内容は不明であるが、小作人をおいた純然たる不在地主となつていた。自村内の所有地は、明治末期から大正初期にかけての苹果不況期に、貧窮な農家より入手したものである。この上に前述の如く郷里からT氏を頼つてきた、同村次・三男を大正三十七年にかけて世話をな

し、始めは年雇として見習せしめ、三十四年間の「奉公」の後、小作人として前記の契約に基づいて入地せしめた。大正八年頃になつて「T農園」の名称を使用する様になり、余市町所在の三八町は、五町を二戸分として七戸に分けて小作せしめ、残りの三町を自ら耕作し、T農園第一号園から第八号園と名付けた。又大正三年以来T氏の尽力によつて、山田村に北海道大学農学部附属の果樹園が設けられ、栽培技術と経営改善の研究を行つてゐるが、T氏は率先してこの研究成果をとり入れ、叙上の経営方法によつて、余市における苹果栽培の先頭に立つた。

次に小作契約の内容をみると、二条一—五項にある様に、一年間の労働の結果として取得した生産物は、その販売において必ず地主の立会を必要とし、販売代金は取あえず地主に即納せねばならなかつた。例外として苹果以外の果実は自己の責任に於て販売できたが、その代金は全額地主に即納せねばならなかつた。又販売方法違反の際は地主が一方的に処分することができ、販売方法及び売上代金共に地主によつて統制されていた。

次に小作料では、二条六項にみる様に、即納された売上代金を概ね十二月末に地主の方から清算してくれ、総売上額の四〇%を小作料として上納させ、その残りから必要経費を差引いて小作人に手渡してゐた。これは六条に「耕作上必要ナル一切ノ諸費ハ小作人ニ於テ負担」するといふ規定に基づいたもので、事実上は耕作に必要な道具・資材等は、春先に地主が各小作に現物給与によつて「仕込」んでやるもので、これに必要な経費を「小作料トシテ上納シテ残額拾分の六」より差引整理し、その残額を十二月「末日」に始めて与えたのである。小作料は前日の様に年四割といふ定率制であり、現金は殆ど地主の方で一手に整理計算を行い小作人は実質的には云はゞ「小屋住農」の如き内容をもち、「刈分小作」的形態が支配的であつた。

又苹果の如き多年生果実の特性から、小作は「成園小作」としての性格をおびるもので、これは三条にみられる様に、経営に必要な一切の施設の変更はすべて地主の反対にあひ、且七条の規定の様に、排水溝の修理作業には小作人達は七月中旬から下旬にかけての袋掛作業の多忙な折に出動させられ、いはば「賦役」的労働を課せられていたといつてもよく、しかもその作業に出動しないときは、人夫使用料金を小作人自身が地主へ支払わねばならなかつた。従つて小作料としては年四割の他に実質的にはこれらの「賦役」が加はるのである。

この様な経営内容と方式によつて、苹果栽培の先頭に立つていたT農園も、昭和初期より種々の事情（例えば北大附屬果樹園招致問題・苹果猥納・家屋新築更に交際等に多額の費用を使用した上に、家庭内の不幸から出費が多かつた）から次第に経営が困難となり、昭和六年T氏の没後は急速に分解した。北海道拓殖銀行からの借入金返済のために先づ他村小作地を売却したが尙及ばず、あぶなく農地が抵当流れにならうとしたのを、小作人等の反対運動と政治的斡旋により、借入金を拓殖銀行から余市町信用組合に名義の書換えを行つて事なきをえた。更に昭和十四年に上向的な小作三戸に計七町七反（反当三一四円の価格で当時としては高価である）を買却して急をしのいだ。

小作人は従來の關係から地主の為に種々の努力をした（例えば拓殖銀行借入金金利引下げ運動、T氏の借金返済計画への参与、拓殖支払金利の共同引受け等）が、一方昭和十五年には先年自作となつた二戸を除き、地主と永代小作契約を結んで耕作權を確保した。この小作關係も地主の借入金返済の必要から、昭和二十一年一月の第一次農地解放に際し、市価以上の土地価格で小作人に解放された。いづれにしてもT氏の苹果経営を通じ、大経営となるためには既述の様な前近代的な方法しか取りえなかつたということと、又一応の發展をとげてしまふと、農業から得た資本をそれ以外のところで使用し、それが原因となつて分解してしまつたことは、日本における大経営の特性を明確に示していると考えられる。

あ と が き

以上北海道における苹果栽培の経営について、歴史的な一般の経過とその具体的な実態内容を、主として北海道苹果の大宗ともいふべき余市町山田村を取上げて、簡単に考察してきたのである。

然しながら更に綿密な調査、特に生産費、経営費及生活費の具体的内容に全然ふれていないのは、決定的な缺陷であるが、一応の概括として苹果の歴史的發生とその發展速度の内容と苹果経営の特質について触れ、更に苹果栽培農家の具体的分析として、各経営規模別の土地・労働・資本・技術・販売等の性格について概観し、商業的農業たる苹果経営においては、曲りなりにも資本主義的性格が確實に導入せられ、具大経営における優位性とその具体的な内容について一応ふれた次第である。

最後にこの調査に種々御便宜をはかつて下さつた方々、特に山田部落の人々、余市町役場、北海道食糧事務所余市出張所、余市税務署、余市町農業協同組合、大日本果汁株式会社、北海道農産加工有限会社余市工場及び北大農学部余市園芸試験場の方々に深甚な謝意を表します。

(一九五一、一一、二八)

執事 頁 段 行

法經會論叢(千葉)公正誤表

誤

正

複手 五

五形成された

形成された

〃〃 三五

一九具

且

高島 八三

終日北海道財政にもま

えられたり不要

金田 九〇

二消滅

消滅

〃〃 九二

終三軍一複数複合的
基準との標識

単一複数複合的基準
との標識

市野 一二(上)

四 7.099-2.576

7.099=2.576

記事 一四三

上題目「法経會記事」
「法経會記事」

〃〃 同 中一五

東京被一、計量至
消に於ける

「計量。經濟に於ける」

後記 一四四 中終一 工日

工夫

以上